

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年6月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋1階南側区域のエリア放射線モニタにおいて、下限警報発生が認められたため、当該モニタを点検。	GⅢ	
2	4号機	熱交換器建屋北側スチームドレンサンプ吐出逆止弁において、開固着が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	
3	4号機	熱交換器建屋北側スチームドレンサンプ吐出弁において、弁シート漏えい(非放射性)が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	
4	4号機	原子炉冷却材再循環ポンプ(B)吐出弁において、地絡警報が発生したため当該弁電気品箱カバーを開放したところ、制御配線がカバーに挟まれていたことが認められたため、当該制御配線を交換。	GⅢ	